

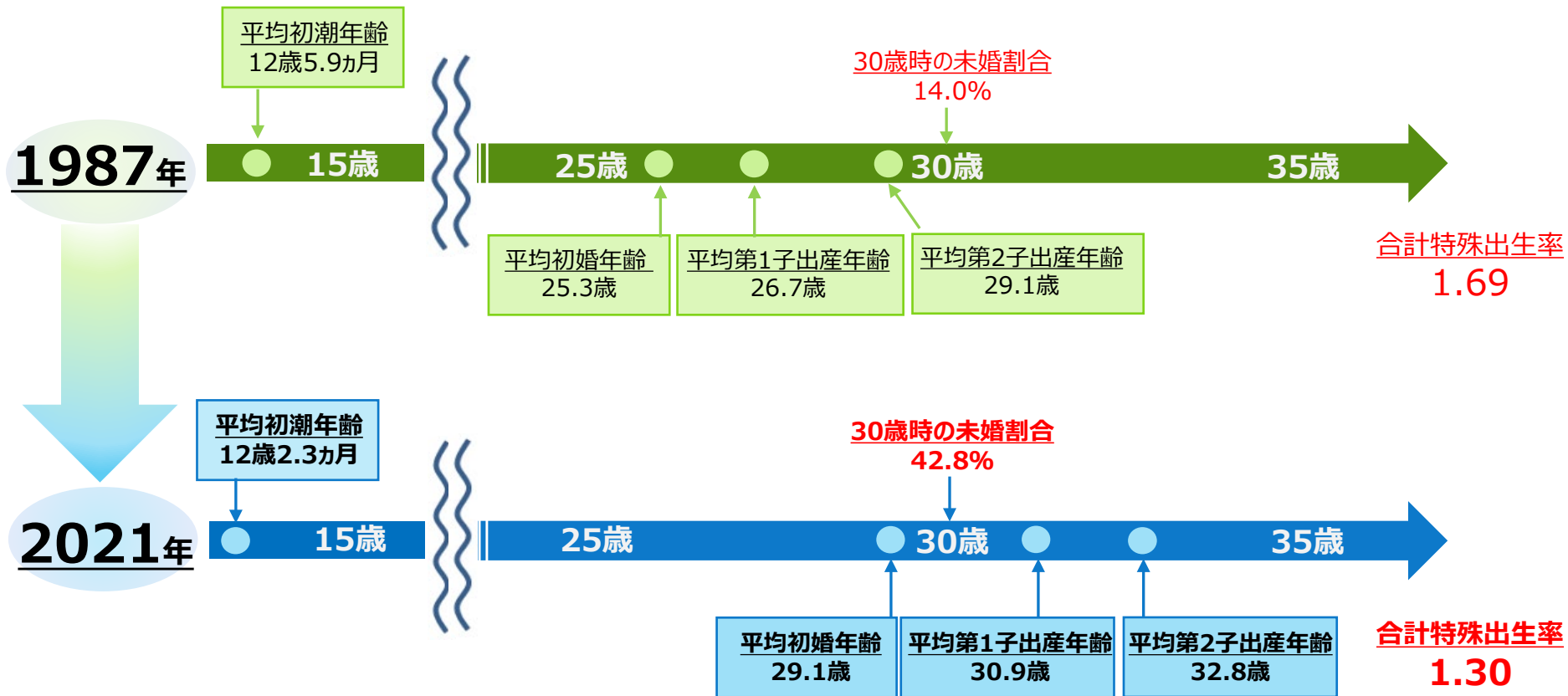


講義⑦女性の健康への支援について

令和6年11月
内閣府男女共同参画局推進課

10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、結婚・出産等に関し、数十年前の女性とは異なる状況にある。
現代女性が生理と付き合う期間は長い。



(出典) ●平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。

備考：1987年の数値は1987年調査結果、2021年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。

●30歳時の未婚割合：総務省統計局「国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。

注：30歳時の未婚割合 = 30歳時の未婚者数 / 30歳時の未婚者数 + 有配偶者数 + 死別者数 + 離別者数

備考：1987年の数値は1985年調査結果、2021年の数値は2020年調査結果をそれぞれ記載。

●第一子出産年齢、第二子出産年齢：厚生労働省「出生に関する統計」の概況より内閣府男女共同参画局作成。

備考：1995年以前は5年毎の調査のため1987年の数値は1985年を引用した。

●合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」より内閣府男女共同参画局作成。

女性の就業率

<参考データ>

○女性の就業率

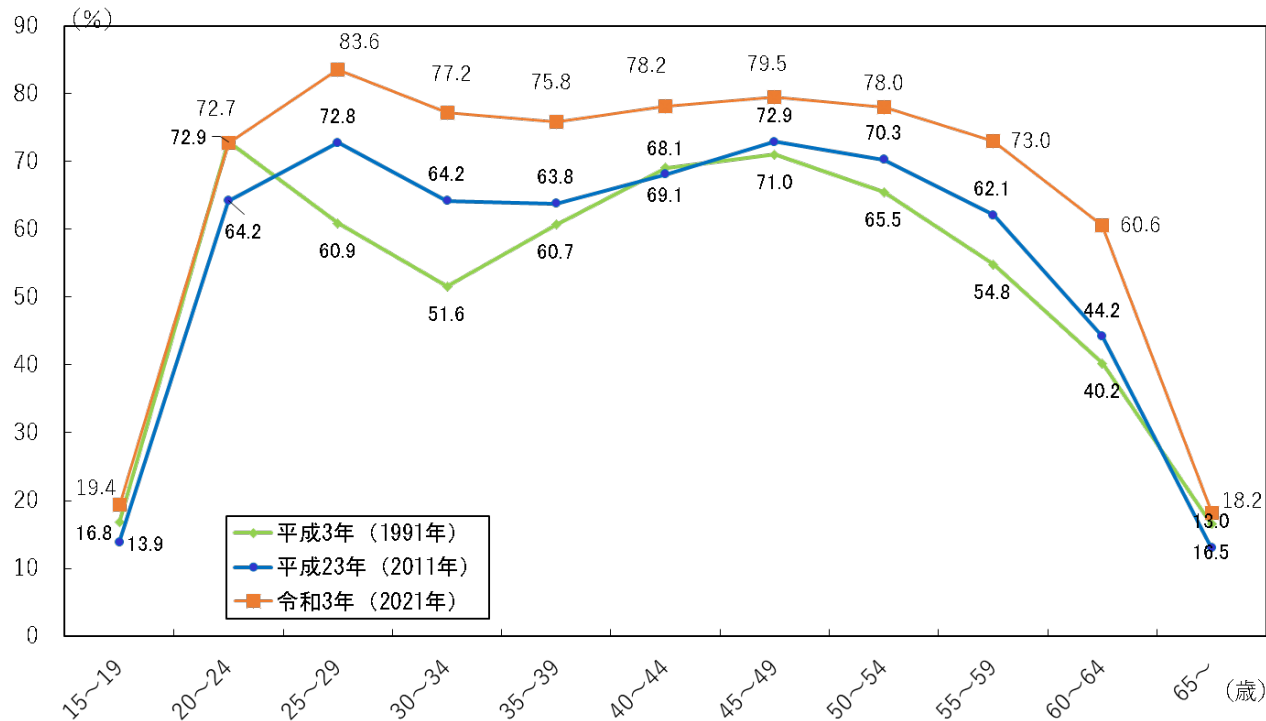
・最近10年間に於いて、女性の就業率は、全ての年齢階級で上昇。（下図参照）

○第1子出産前後の女性の継続就業率

・2005-2009年 : 43.4%

・2010-2014年 : 57.7%

・2015-2019年 : 69.5% （備考）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。



（備考）総務省「労働力調査（基本集計：長期時系列表）」より作成。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（３）仕事と健康課題の両立の支援

①健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する。あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。

さらに、健康課題が把握された従業員に対し、事業主が行うことが望ましい対応について、ガイドラインや指針などを作成することを検討するとともに、女性の健康に関する取組の好事例等を事業主に周知する。【厚生労働省】

病気休暇等の特別休暇制度の導入を推進するため、特別休暇制度導入事例集の作成・周知に取り組む。

加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進する。また、女性特有の健康課題に関する取組を行っている企業を評価する仕組みを検討する。【厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（３）仕事と健康課題の両立の支援

①健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援（前ページ続き）

フェムテック等サポートサービス実証事業により、更年期等へ対応する日本発のフェムテック製品・サービスの活用を促進し、企業における更なる好事例の創出を図り、自治体及び中小企業への横展開等に取り組む。【経済産業省】

企業における従業員に対する性差に応じた健康課題への理解を促進するためにも、全府省において、新規採用職員向け、また管理職を含む職員向けの健康教育に率先して取り組む。すでに実施している一部の府省に加え、未実施の省庁も含めた全ての府省において取組を行えるよう、関係行政機関が連携してその方策を検討する。【内閣官房、厚生労働省、各府省（、人事院）】

一方、産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。【文部科学省、厚生労働省】

② 企業評価制度の更なる充実と普及

健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知すること等を通じて、企業における女性の健康課題への取組をより促進する。

さらに、小規模事業者においても、こうした取組が広まるように、健康経営優良法人制度中小規模法人部門の要件緩和等を検討する。【厚生労働省、経済産業省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（7）生涯にわたる健康への支援

① 生理の貧困への支援

経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。さらに、各地方公共団体における「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、また、生理用品を必要とする女性が必要な情報に基づきアクセスできるよう、地域女性活躍推進交付金を活用した取組や各地方公共団体による独自の取組について調査をし、公表する。【内閣府】

② 健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援（再掲）

③ フェムテックの推進と更なる利活用等

企業における製品の研究開発において、性差の視点を取り入れる「ジェンダード・イノベーション」を促進する。

セルフチェック、セルフケアを促進するため、フェムテック事業者が、医療機関や、女性の健康ナショナルセンター（仮称）、その他研究機関等と連携し、AMEDや関係省庁の補助金等も活用しながら、ニーズの把握、製品開発、実証実験を行うことができる取組を推進する。

医薬品、医療機器の研究開発プロセスにおいても、女性特有の健康課題に留意するよう、PMDAの相談における指摘等を通じて、製薬業界における取組を促進する。

承認審査に当たっても、諸外国の取組も参考に、女性の身体にどのような影響があるかという点にも着目するよう留意する。

また、現状実施されている産官のワーキング・グループの場などを活用して、製品の品質や広告表現等に関するガイドラインを策定する等の方策を、引き続き検討する。【厚生労働省、経済産業省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（7）生涯にわたる健康への支援

④ 性差に応じ更年期などにおける健康を支援する取組の推進（総合対策の確立）

女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実を図る。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進する。

具体的には、女性の生涯にわたる健康課題を幅広くカバーするための基盤データの収集を進めるとともに、フェムテック事業者の協力も得て、利用者のデータを匿名化し、個人情報保護に配慮した上でデータベースを構築し、研究に活用することを推進する。

また、医薬品や医療機器に関して月経随伴症状や更年期症状など女性の健康・疾病に関する研究開発の推進等について検討する。【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】

女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げる。【厚生労働省】

さらに、身近な受診先である地域の内科医等が、女性特有の健康課題に対応することができる知識の涵養や、必要に応じて婦人科等と連携し、必要な受診を促していくための啓発を行う。

あわせて、産婦人科と他科との連携を促進するため、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等の他の専門領域の医師にも、更年期等に関する知識を持ってもらい、必要があれば産婦人科受診を促してもらうなど、女性に必要な医療や支援が届くように、広く、医療従事者を含めた女性の健康を支援する関係者に対して、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、食事・運動・睡眠等の健康増進施策における取組とも連携し、研修・啓発、それらを通じた人材育成支援を行う。【厚生労働省】

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。【文部科学省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（7）生涯にわたる健康への支援

④ 性差に応じ更年期などにおける健康を支援する取組の推進（総合対策の確立）

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めるとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化する。【文部科学省、厚生労働省】

地域においても、薬局等の身近な資源を活用し、女性の健康について相談できるようにする。その際、各々が自らの健康的な暮らしについて考えるツールの開発を検討する。【厚生労働省】

さらに、若年世代が女性の健康課題に関する知識を得られ、早い段階から妊娠・出産に関わる知識を持ち、自分の身体への健康意識を高められるよう（プレコンセプションケア）、国からの各種情報発信について、コンテンツや周知の仕方の工夫を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

⑤ 企業評価制度の更なる充実と普及（再掲）

⑥ 緊急避妊薬の利用に向けた検討

予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、対面で服用すること等を条件に緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにするため、令和5年度に実施した緊急避妊薬の試行的販売の調査研究の調査結果を分析し、必要な見直しの検討を進めるとともに、悪用されないための対策も含めて、必要な方に適切な形で届くようO T C化に向けて試行的販売の調査研究を継続的に実施し、更なる検討を進める。【厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（抄） （令和6年6月11日政府決定）

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（7）生涯にわたる健康への支援

⑦ スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、令和5年度に見直しを行ったスポーツ団体ガバナンスコードを周知するとともに、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラム、相談窓口を拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を広く現場に還元するため、オンライン・プラットフォームの整備・拡充等に取り組む。【文部科学省】

⑧ 女性医師に対する支援

医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を引き続き実施・普及する。また、事業所内保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を引き続き整備する。【こども家庭庁、厚生労働省】

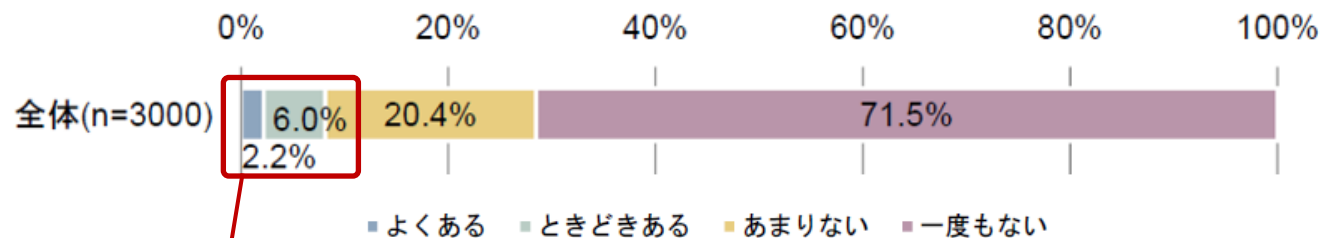
厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」

概要

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。

(参考) 令和4年3月23日 厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」結果概要より一部抜粋

第1-1表 年代別 新型コロナウイルス感染症発生後から現在までに生理用品の購入・入手に苦労したこと

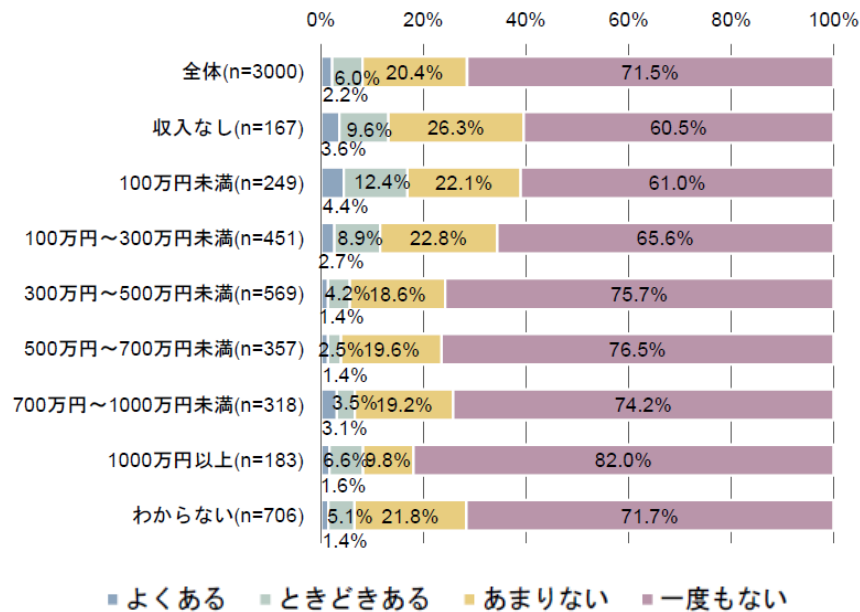


▶ 8.2%の女性が、生理用品の購入・入手に苦労したことに関して、「よくある」「ときどきある」と回答

厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」

第1-2

表世帯収入別 新型コロナウイルス感染症発生後から
現在までに生理用品の購入・入手に苦労したこと

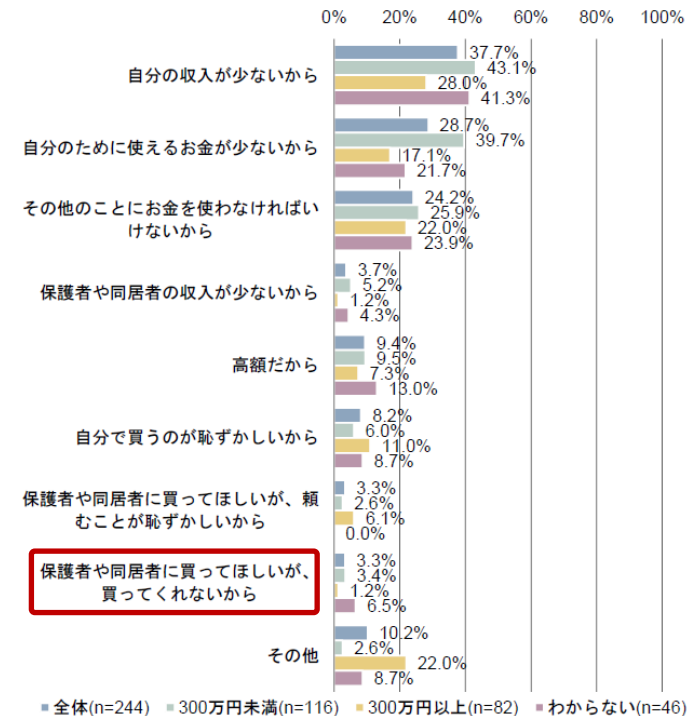


注) %表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

世帯収入額に関わらず、生理用品の購入・入手に苦労した人がある。

第1-3

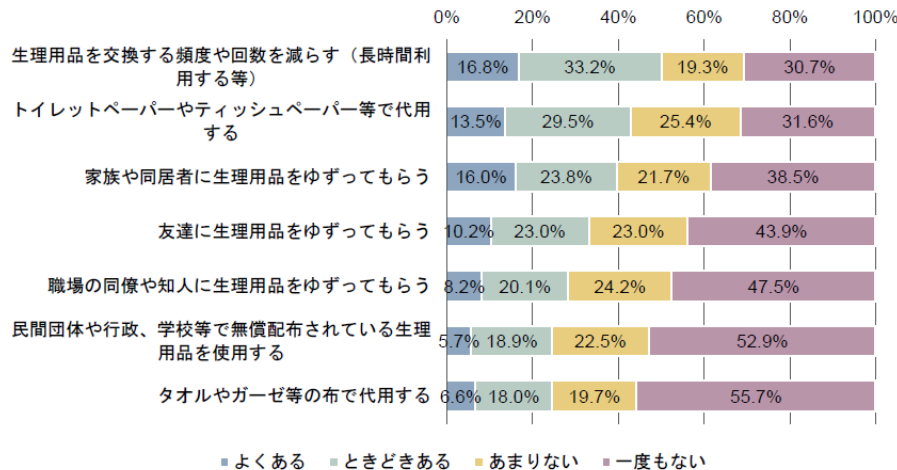
世帯年収別 生理用品の購入・入手に苦労した理由：複数回答



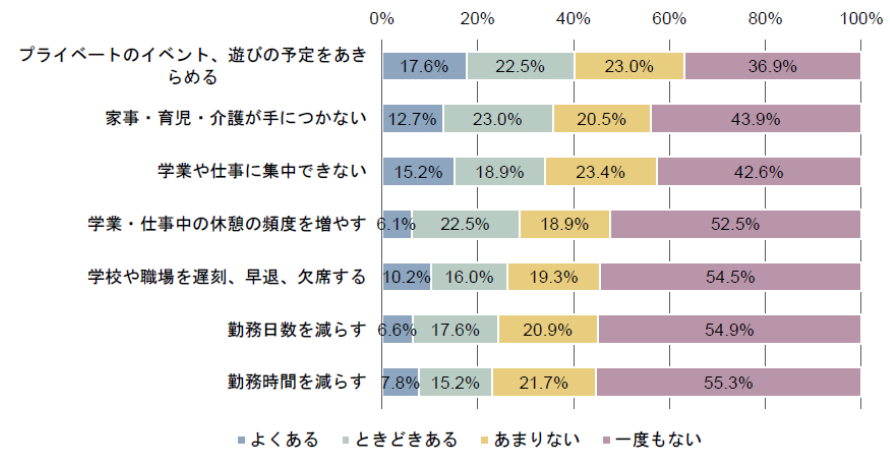
経済的な理由だけではなく、「保護者や同居者に買ってほしいが買ってくれないから」等、様々な背景がある。

厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」

第2 表
生理用品を購入・入手できないときの対処法



第5-1 表
新型コロナウイルス感染症発生後（2020 年 2 月頃以降）に、生理用品を購入・入手できないことが理由で経験したこと



注）％表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある

健康への悪影響がありえる回答も見られる。無償配布を利用したことがある人は2割強にとどまる。

「生理の貧困」が社会活動にも影響を与えている。

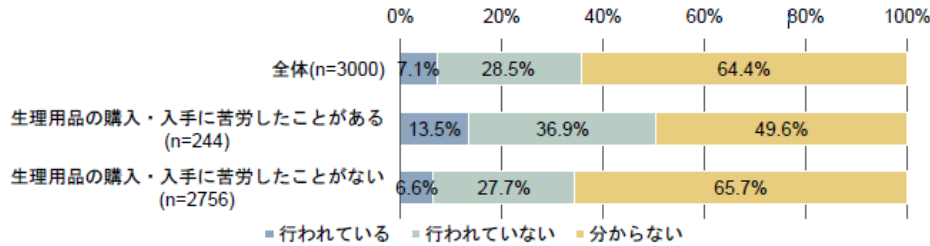
厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」

生理用品に関する公的支援制度の認知・利用状況

生理用品に関する公的支援の認知について、「あなたのお住まいの地域では、生理用品の無償提供が行われていますか。無償提供を行っている団体がわからなくても、無償提供が行われていること自体を知っていたら『行われている』をお選びください」と尋ねたところ、回答者全体のうち「行われている」と答えたのは7.1%だった。生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人では、制度があるかが「分からない」と49.6%が回答し、「行われている」と認識しているのは13.5%のみだった。

市区町村からの生理用品の無償提供が「行われている」と認知しており、かつ「利用したことがない」と回答した人（129人）について、その理由を尋ねたところ、「必要がなかったから（69.8%）」に次いで、「自分が提供される対象に含まなかったから（12.4%）」「申し出るのが恥ずかしかったから（8.5%）」「人の目が気になるから（7.8%）」「対面での受け取りが必要だったから（6.2%）」などが挙げられた。

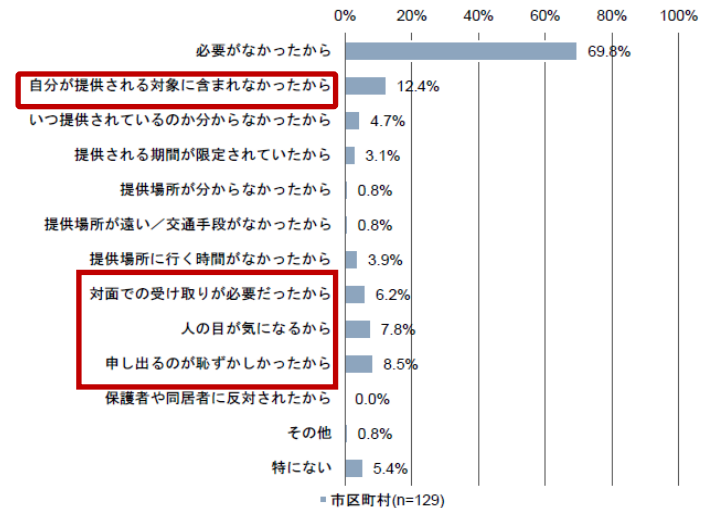
第6-1 表
生理用品の購入・入手に苦労した経験の有無別
居住地域での生理用品の無償提供の認知状況



注) %表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

▶ **生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人のうち、約半数が制度の有無を「わからない」と回答。**

第6-4 表
市区町村で行われている生理用品の無償提供を知っていたが
利用しなかった理由：複数回答



このため内閣府では、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、全3回の調査を行い、各地方公共団体の取り組みに関する情報提供を行っている。※次頁参照

「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組（第4回調査 2023年7月18日時点）概要

【調査結果】

・「生理の貧困」に係る取組を実施している（実施した・実施を検討している）ことを今回把握した地方公共団体の数は950団体（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体が779団体、地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金等の交付金を活用した取組を行っている地方公共団体が221団体、独自の取組と交付金の活用による取組の両方を行っている地方公共団体が50団体。）。

※前回の第3回調査（2022年7月1日時点）で把握した地方公共団体の数は715団体（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体）。

※なお、今回調査より新たに以下2点を調査対象として加えている。①従前の地方公共団体による独自の取組に加え、交付金を活用した取組状況についても照会の上、回答を掲載。②都道府県が独自の取組や交付金を活用し生理用品を調達の上、所管市区町村に配布し、その市区町村が設置・配布している取組について、都道府県、市区町村の両方の取組として掲載。

・地方公共団体による独自の取組としては、調達元として前回調査に引き続き**予算措置**が最も多く、次いで**防災備蓄**が多い。また、**交付金を活用した取組**においては**地域女性活躍推進交付金**を活用した取組が多い。

・前回調査と比べ、配布場所として**学校等の個室トイレに設置している地方公共団体がさらに増えた。**

【調査方法】

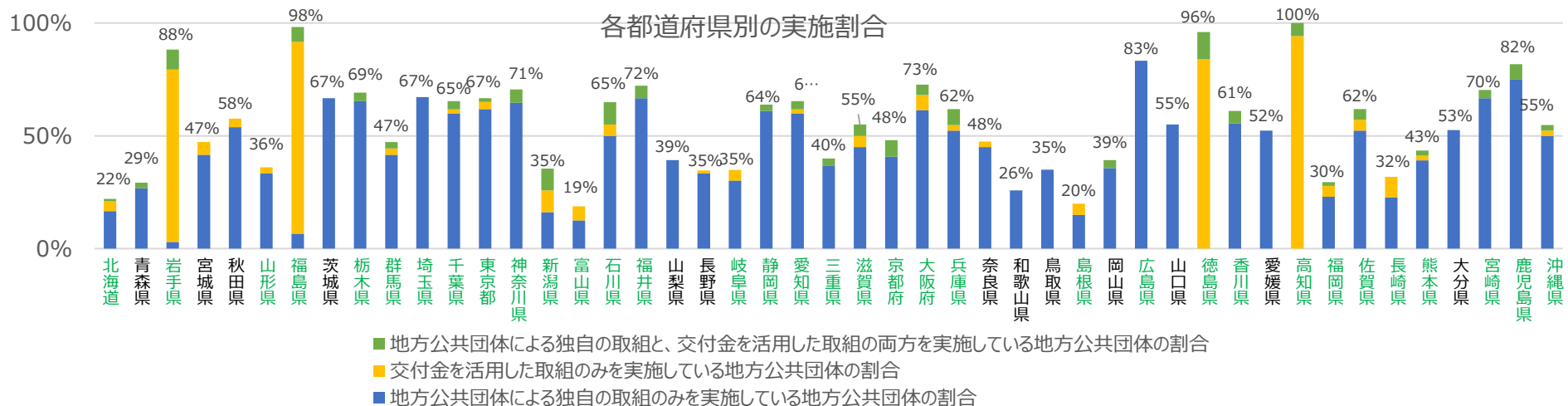
・各都道府県に対し、2023年7月18日時点の「生理の貧困」に関する都道府県及び管内市区町村の取組及び交付金を活用した取組状況について照会し、把握している情報を回答いただき掲載。

※1 「検討中」等と回答した場合や、令和5年度に既に配布等の取組を終了している場合も含む。

※2 各地方公共団体の最新の情報がすべて把握されているものではない。

※3 市区町村の取組に加え、都道府県が実施主体となる取組を含む。（例：県所管施設や県立学校等における配布、県が調達した生理用品を管内市区町村に配分し配布等）

各都道府県別の実施割合



※各都道府県の実施割合は、各都道府県内で「生理の貧困」に係る取組を実施している地方公共団体数を、管内市区町村数 + 1（都道府県）で除して算出。なお、2023年7月18日時点において市区町村と都道府県を足した地方公共団体数は1,794である。

※実施主体に都道府県を含む場合は、軸ラベルの都道府県名を緑色に着色している。

生理用品の提供における主な工夫①

厚生労働省が令和4年2月に実施した『「生理の貧困」が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」の結果によると、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人（244人）のうち約半数（49.6%）が居住地域で生理用品の無償提供が行われているかどうか「分からない」と回答し、生理用品の提供の取組を認知している人の割合が低いことがわかった。さらに、市区町村における取組を認知している人のうち利用したことがない人（129人）にその理由を尋ねたところ、「申し出るのが恥ずかしかったから（8.5%）」、「人の目が気になるから（7.8%）」、「対面での受け取りが必要だったから（6.2%）」などが挙げられた。これを踏まえ、こうした課題に係る地方公共団体の取組を調査したところ、以下のような回答があった。

周知方法

1. 広報誌、メールマガジン、LINE、フェイスブック、Youtube、ホームページ等に加え、Instagram等のSNSや母子手帳アプリも活用し広く周知している。
2. 学校や役場、コミュニティセンター、若い女性が来所する健診会場にてポスター掲示やカードの設置をしている。
3. 学校のトイレに生理用品を設置し、全ての児童生徒及び保護者にメールで周知している。
4. 中学校入学のガイダンス時や、体育の授業、宿泊行事等の際に女子生徒に対して周知している。
5. ほけんだよりを用いて、男女共学で学級指導するとともに、保護者へも啓発している。
6. 1人親世帯の現況調査の中に周知チラシを同封している。また、生活困窮等の相談があった際に、必要と思われる方へも周知チラシを直接渡している。
7. 市内コンビニの女性トイレに専用カードを設置している。
8. シェルターや自立援助ホーム、フードパントリー、こども食堂運営団体など支援団体のアウトリーチ事業や、支援者からの声掛け等を通じて告知・配布している。
9. テレビ局や新聞社に対して、「生理の貧困」の取組について取り上げてもらえるよう取材依頼を行っている。
10. 郵送での健診案内に、引き換えチケット付きのチラシを同封している。
11. 男女問わず生理等の女性特有の健康面に対する理解促進を図るためのイベントや出前講座等を実施し、市民、学校、企業、市民団体等に広く参加を募っている。

生理用品の提供における主な工夫②

- ・周知方法
- ・利用者への配慮

「生理の貧困」支援のためのガイドブック



鹿児島県

市町村等における取組の支援及び県民の理解促進を図るため、『「生理の貧困」支援のためのガイドブック』と『「生理の貧困」啓発リーフレット』を作成している。

お困りの方に 生理用品をお渡しします

様々な事情により、生理用品の購入が難しい方に、生理用品を無償でお渡ししています。

- 配布内容 お一人 1パック (16個入り)
- 用品と一緒に、様々な相談先の一覧を同封しています。お困りの事情についての相談先の参考にしてください。

声に出さなくても、このチラシを指していれば、生理用品をお渡しします。

広島県

配布場所に設置しているチラシを指さすか、チラシの画像をスマートフォン等の画面で提示することで生理用品を受け取れる。



青森県十和田市

ゆりかもめカード



敦賀市

福井県敦賀市



宮城県巨理町



愛知県岡崎市



大阪府堺市



愛媛県松山市

多くの地方自治体で、役所の窓口やトイレに専用カードを設置している。(上記は一部)

生理用品の提供における主な工夫③

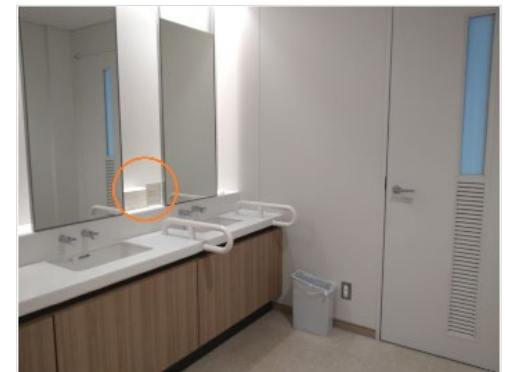
利用者への配慮

1. 窓口にて、意思表示カードやスマートフォンの画面を提示することで声を出さずに、かつ本人確認不要で受け取れる。
2. 紙袋で個包装されたものを、女性職員が窓口で渡している。
3. 個人のプライバシーに配慮した周知方法や受け取り方法として、市内公共施設、コンビニ等の女性トイレに専用カードの設置の協力を依頼し、設置した。
4. 男女共同参画センター横の駐車場において、車から降りずに、窓越しに生理用品を短時間で渡している。
5. 窓口での申請の他に、電子申請でも利用の受付をしており、役場や社会福祉協議会にて渡している。
6. 配布対象者の住所・氏名・生年月日の記入があれば、代理申請も可としている。
7. 町立図書館を配布場所とすることで、土日や平日夜間（20時まで）の受け取りができるようにしている。
8. 図書館と公民館の入る複合施設内のトイレに、職員への提示をためらわないよう何も記載されていないピンクのカードを設置し、カードの傍に、会話せず受け取れ本人確認等も行わない旨のポスターを掲示している。
9. 学校での提供にあたっては、1人1台配布されているタブレット端末を活用した「児童・生徒の健康相談」において、児童生徒が周りの目を気にすることなく、端末を通じて生理用品の提供を求め、保健室で受け取ることができる。

非対面で受け取りが可能であることから、トイレ内に設置している地方公共団体が増えている。



東京都葛飾区

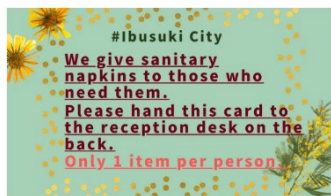


埼玉県川口市

生理用品の提供における主な工夫④

創意工夫や昨年度からの改善例

1. 曜日や時間帯を問わず立ち寄れるコンビニのトイレに専用カードを設置した。
2. 市内中学校1校での取組から市内全中学校への取組へと拡大した。
3. 窓口等における対面よりも個室トイレに設置する方が効果的であることがわかったため、個室トイレでの設置を増やした。
4. 保健室での養護教諭の個別対応から、トイレへの常設へと変更した。
5. 生理用品を入れておくケースも併せて用意し、衛生的に利用できるよう工夫している。
6. 学校に聞き取りを行い、児童生徒の活動内容に合わせて、必要とする生理用品のサイズなどを変更し提供した。
7. 生理用品に「無償配布品」というステッカーを貼って、心理的な不安を軽減したことで受け取るケースが増えた。
8. 出産後の保健師訪問時にチラシを配付している。
9. より多くの方々に情報が行き届くよう、昨年度よりアウトリーチ型相談イベントの回数を増やしている。
10. 生理用品設置モデル事業の取組事例をまとめ、他校における配置の参考になるよう通知を発出した。
11. 「生理の貧困」の実態の把握のためにWEBアンケート調査や試行配布を実施した。（その結果を踏まえ役場や図書館のトイレに生理用用品を配置した。）
12. 市内にある大学と連携し、市から提供した生理用品について大学内における無償配布を開始した。
13. 利用者からの意見を受け、提供する生理用品を「羽なし」のものから「羽あり」のものに変更した。



鹿児島県指宿市



福岡県久留米市

外国語のチラシやポスター、カードを作成している地方公共団体も増えている。

生理用品の提供における主な工夫④

「生理の貧困」の取組が支援に繋がった事例

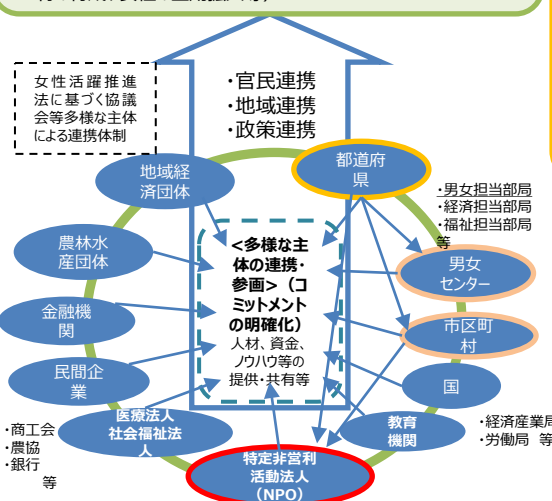
1. 体調について保健室へ気軽に相談に来るようになり、症状悪化時は保護者へ婦人科受診を勧めることもできた。また、生理用品を受け取りに来た生徒の付き添いの生徒が後日相談に来た。
2. 学校での移動教室の際、生理用品を入れたポーチを教室に置きに行かなくてよかったことで、授業に遅れる不安が減った。
3. 中高生においては、父子家庭や祖父との二人暮らしといった家庭もあり、男女共同参画推進員や各学校の養護教諭とも連携し、支援や教育の機会が必要な方に働きかけを行った。
4. 父子世帯で父親へ相談しづらい子が保健室を頼るようになったり、また、父子世帯の祖母から問い合わせがあり、女子生徒に生理用品の提供を行うことができた。
5. 生理用品配布の際の相談をきっかけに児童扶養手当や生活就労相談、生活保護申請等の支援につながった。
6. ひきこもりの子を持つ母親への生理用品の提供をきっかけに、居場所づくり事業へ参加し、社会とのかかわりを持つようになった。
7. 窓口に生理用品を受け取りに来た女性に声をかけたところ、生活困窮の相談を受けたので、しかるべき課につないだ。
8. 生理用品と一緒に渡している相談窓口掲載チラシをきっかけに社会福祉協議会に相談があり、フードバンクの利用や子どもの教育等の相談につながった。

地域女性活躍推進交付金

(令和5年度当初予算2.8億円、令和5年度補正予算6.8億円、令和6年度当初予算3.0億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】 地方公共団体

【補助率】

- (1) 活躍推進型：1 / 2
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型：3 / 4
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型
 - (A) 寄り添い支援型プラス：1 / 2
 - (B) つながりサポート型：3 / 4
 - (C) 男性相談支援型：1 / 2

【交付上限】

- (1) 各区分ごと 都道府県 800万円 (注)、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
- (2) 各区分ごと 都道府県 1,200万円、政令指定都市 750万円、市区町村 375万円
- (3) (A,C) 各区分ごと 都道府県・市・特別区 800万円 町村 500万円
(3) (B) 一律1,125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

(1) 活躍推進型

女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

(2) デジタル人材・起業家育成支援型

ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

(3) 寄り添い支援・つながりサポート型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生活用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。

- (A) 寄り添い支援型プラス
- (B) つながりサポート型
- (C) 男性相談支援型

地方公共団体
(関係団体と
連携)



内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等

- 女性が自らの意思で自らの身体のことを決定できることは、女性活躍・男女共同参画の大前提。特に、女性の就業率が上昇し、第1子出産前後の就業継続率も上昇する中で、女性にとって、長い期間にわたり「仕事」と「女性特有の健康課題」との両立が課題。
- 女性がのびのびと力を発揮できるよう、①働く女性が自らの身体に関心を持ち、自らの身体のことを知るとともに、②男性も含めて、企業・職場や社会が、年代ごとの女性の健康課題への理解・関心を深めることが重要。
- 企業・職場において女性の健康に関するヘルスリテラシーの向上に取り組むことは、女性の生涯を通じた健康の保持に資するとともに、各企業における人材確保や組織の活性化、企業価値の向上の観点からも重要。
- 内閣府でも、婦人科検診の実施に加えて、職員の女性の健康に関するヘルスリテラシーの向上が進むよう、令和4年4月に初めて、内閣府新採用職員研修の1コマとして、全ての新入職員に対し、女性の健康に関する講義を実施し、以降管理職向け含め研修を実施している。

令和5年度 内閣府「女性の健康」研修 一覧

項目	新採用職員向け研修	(管理職含む全体向け) 研修	
		第1部	第2部
日時	令和5年4月11日(火) (新採用職員研修内において実施)	令和5年12月初旬 ～令和6年1月末	令和5年12月中旬 ～令和6年1月末
対象者	令和5年度 内閣府 新採用職員約60名	全職員	管理職、補佐級、係長級
研修テーマ	女性の健康に関するヘルスリテラシー向上に係る研修	女性の健康に関するヘルスリテラシー向上に係る研修	女性職員とのコミュニケーション、職場環境のマネジメント
講義内容	年代ごとの女性の健康課題や、女性の身体についての基礎知識について	年代ごとの女性の健康課題や、女性の身体についての基礎知識について	左記内容を踏まえた上で、女性職員とのコミュニケーション方法や職場環境のマネジメントについて学ぶ
講師	星野寛美氏 (関東労災病院 産婦人科医)	星野寛美氏 (関東労災病院 産婦人科医)	西部沙緒里氏 (株式会社ライフサカス代表取締役)
当日の様子			